

朝霞都市計画土地区画整理事業の変更（朝霞市決定）（案）

都市計画あずま南地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	あずま南地区土地区画整理事業	
面 積	約 13.5ヘクタール	
公 共 施 設 の 配 置	道 路	施行地区内の区画道路及び市道3路線（8～16.5メートル）を宅地の利便に供するように適宜配置する。
	公園及び緑地	越戸川沿い及び市道159号線に公園等を配置し、土地利用や誘致距離等を考慮した区域面積の3パーセント以上、かつ、計画人口1人あたり3平方メートル以上の公園等を確保する。（土地区画整理法施行規則第9条第6号の但し書き適用）
	その他の 公共施設	施行地区内の雨水排水は、区画道路下の貯留施設及び調整池に貯留した後、公共下水道幹線に放流する。 汚水排水は、朝霞市公共下水道に接続する。 上水道に関しては、朝霞市営水道より給水を受ける。
宅地の整備	一般国道254号和光富士見バイパスに近接する立地環境を活かし、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図るための誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区を形成する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、朝霞市の東部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、東京外かく環状道路に接続する一般国道254号和光富士見バイパスにも近接しているなど、交通利便性に優れている地区である。また、「朝霞市都市計画マスタープラン」において、立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出などに資する工業系の土地利用を目指すことを目的とする「まちづくり重点地区」に位置づけられていることから、道路及び公園などの公共施設を整備改善するとともに、防災、健康、衛生環境面などに配慮した計画的な都市基盤整備を行うため、土地区画整理事業区域約13.5ヘクタールを都市計画決定するものである。

都市計画として定める区域

朝霞市大字台字久田、桐ノ木、四反田及び谷中の各一部

大字根岸字谷中及び榎戸の各一部